

年 頭 所 感

特許庁長官 羽 藤 秀 雄



平成26年（2014年）の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

振り返りますと、これまでの10年間、すなわち、平成15年（2003年）に「知的財産基本法」が制定されてから今日に至るまで、政府は、首相を本部長とする「知的財産戦略本部」を設置するなどして、産学の協力も得ながら政府を挙げて、知財の創造・保護・活用のための体系的な制度の整備に取り組んできました。

その中で特許庁においては、審査の迅速化・効率化を最優先課題として「審査待ち期間を11か月とする」などの目標を定め、それらの実現に邁進し、本春にはこれらの目標達成に目途をつけるところにまでまいりました。

しかしながら、同時に、この10年間、改めて申し上げるまでもなく、知財制度とそのユーザーを取り巻くグローバルな環境、製造業・サービス業のビジネスモデルは大きく変貌を遂げております。

我が国のみならず、グローバルな環境の中での事業者にとっては、革新的な事業活動や技術開発の成果をどのような形で「価値」として位置づけ、その拡大と次なる「価値」の創造の途を描き、そのために、知財の創造・保護・活用をどのように実践していくのか、という課題が改めて問い直されていると考えます。

また、各地域の制度当局については、中国における発明奨励と専利出願の爆発的な伸び、アジア諸国での知財制度の整備への取組み、インドにおける強制実施権の発動、米国における特許法の改正、欧州における単一効特許制度と統一特許裁判所への歩み、「国際調和」の名のもとでの欧米特許当局のシステムの海外展開など、各地域それぞれの動きが現実となって事業者の眼前に現われる中、「一国一制度」としての歩みを遂げてきた我が国の知財制度は「相対化」を余儀なくされ、まさしく制度間競争におけるユーザーの評価の前にあると考えます。

新しい年を迎えるに当たり、我が国の知財制度の意義が産学のイノベーションを支え、事業者の技術革新とその「価値」に貢献していくことを改めて認識しながら、厳しい制度間競争の中で、何よりもまず、我が国のユーザーの「声」にしっかりと応えていかなければならないと思っております。

現在、安倍政権の経済財政政策のもと、我が国の経済には明らかな回復の兆しが見え始めております。景気回復の実感が地方にも行き渡るよう、政府を挙げてアベノミクスの「第三の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」に取り組んでいるところであり、その中でも、知財の創造・保護・活用は戦略的な重要課題として位置づけられております。

昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」と「知的財産政策に関する基本方針」において既に明

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

らかにされている知財行政を巡る課題に着実に取り組んでいくとともに、それらの取組みのさらなる重点化・加速化によって、ユーザーにとって我が国の知財制度がより意義あるものとなるように全力を挙げて制度の改革や措置の改善を具体化してまいりたいと考えております。

第一に、「世界最速かつ最高品質」の知財システム実現と国際調和・国際貢献に取り組めます。

具体的には、審査体制を整備・強化し、権利取得までの期間の迅速化のための新たな目標を設定して、審査のさらなる迅速化・効率化に取り組むとともに、「強く広く役に立つ特許」を提供すべく審査の品質向上に努めます。

また、「音」などの商標の対象の拡充、簡素な手続による複数国への意匠出願の実現のために商標・意匠の両法改正に向けて準備を進めるとともに、新興国における審査への協力・支援、悪意の商標出願への対応、模倣品対策など、知財の内外での保護の強化と我が国事業者の海外展開の支援に取り組めます。

さらに、弁理士法につきましても、平成19年（2007年）法改正の際の改正法施行5年後の見直し規定や衆参両院での改正法案審議の附帯決議を踏まえ、弁理士・特許事務所によって質の高いサービスが提供される環境の整備・充実を目指し、弁理士法改正に向けて準備を進めてまいります。

第二に、個人・中小企業・地域・大学に対する重点的な支援に取り組めます。

昨秋の臨時国会で成立した産業競争力強化法においては、従来の措置を抜本的に拡充して、中小・ベンチャー企業や小規模事業者に対する特許料などの軽減措置を講じております。具体的には、当該措置を同一内容の案件に適用するとして試算した場合、我が国での特許料などの料金水準は米国での最大限の減免措置の約半分の水準となります。

こうした軽減措置に加え、中小企業や小規模事業者の海外での特許取得などの支援のための翻訳費用などの補助の拡充、知財に関する課題をワンストップで解決するための「知財総合支援窓口」による相談体制の強化などに取り組めます。

また、地域資源の持つ潜在力を最大限に高め、地域ブランドの海外展開を支えていくために、地域団体商標の登録主体を商工会や商工会議所、特定非営利活動法人に拡大するなどの商標法改正に向けて準備を進めてまいります。

第三に、技術・研究開発を資産として活かすための戦略的な支援に取り組めます。

まず、全世界の特許文献の4割を占める中国語文献をはじめとする特許関連・技術関連の情報の調査・評価・発信を強化すべく、中国の特許文献を受け取った後に速やかにその概要を和文によって提供する環境を整備するとともに、全文の提供のためのシステム整備などに取り組んでまいります。

また、我が国の産業競争力の強化と公正な発明インセンティブの確保との調整を図るなどの観点から、職務発明制度の見直しの検討を進めてまいります。

我が国の知財制度の黎明期、明治17年（1884年）のこと、農商務省に設立された商標登録所の初代所長に高橋是清が就任し、知財法制の先駆けとなる商標条例が制定され、また、その翌年には専売特許条例が制定されました。130年を経る今、これまでの10年間を振り返りつつ、昨年に築かれた礎のもとで、さらにこれからの10年を見据えて、我が国のユーザーの「声」に応えていくことができるよう、制度の改革や措置の改善を具体化してまいりたいと考えております。

末筆になりますが、特許をはじめとする知財行政に今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、新年の皆様のご健勝とご発展を心からお祈り申し上げます。